平成２５年（フ）第８１号
仙台市泉区みずほ台９番地の１　セザール八乙女403
債務者　沼田　政美
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　愛子
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
岡山市北区関西町11番３号
債務者　小林　幸弘
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　　寛
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９号
香川県高松市観光通１丁目３番地４　レアーレ瓦町605
債務者　大谷　高陽
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼光　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３００号
札幌市北区北33条西６丁目２番１号　小嶺第二101号
債務者　盛永　秀之
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　貴久
4　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４１号
札幌市清田区北野４条１丁目８番８号
債務者　河部　哲人
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　破産債権の届出期間　平成25年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４号
青森県黒石市青山141番地２
債務者　寺口　廣光
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　賢二
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第３０号
青森県弘前市大字中野２丁目５番地12
債務者　齋藤　俊広
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葛西　　聡
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２３号
大阪府東大阪市東石切町６丁目７番61号
債務者　吉留　茂樹
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２４号
大阪府東大阪市東石切町６丁目７番61号
債務者　吉留　和子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７０３号
北九州市戸畑区浅生３丁目11番９―301号
債務者　那木　麗子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５号
鹿児島県鹿屋市上谷町７番９号、前住所鹿児島県鹿屋市笠之原町7503番地５
債務者　小薄　文則
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤枝紘一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
石川県河北郡津幡町字太田ほ276番地２
債務者　森川　昭順
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多賀　秀典
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
千葉県南房総市千倉町平舘877番地１
債務者　小野寺一茂
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　浩二
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１０号
千葉県南房総市千倉町平舘877番地１
債務者　小野寺洋子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　浩二
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第６９号
石川県白山市富光寺町134番地
債務者　野田　耕平
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　史雄
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
金沢地方裁判所